# ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



平成30年6月7日 福島県

東日本大震災から7年が経過し、当県はこれまで、地震、津波、 原発事故というかつて経験したことのない複合災害から、県民一丸 となって懸命に復興を進めてまいりました。

県民のたゆまぬ努力に加え、国内外の方々からの温かいご支援により、東北中央自動車道福島~米沢間、相馬玉野~霊山間の開通や、避難指示が解除された町村での小・中学校再開、全国新酒鑑評会における全国初となる金賞受賞数6年連続日本一のほか、復興のシンボルであるJヴィレッジが7月に一部営業再開するなど、復興は着実に前進しております。

さらには、今月『第69回全国植樹祭』を、被災地域である南相 馬市を中心に開催する予定であり、ふくしま復興の光は一層明るさ を強めております。

政府におきましては、福島復興再生特別措置法の改正に続き、福島復興再生基本方針の改定など、復興の進度に合わせた対応をしていただいており、さらに今年の4月には、重点推進計画を内閣総理大臣に認定いただいたことにより、福島イノベーション・コースト構想の推進や県全域における新たな産業創出への大きな後押しとなっております。

しかしながら、今もなお多くの県民が避難生活を余儀なくされており、廃炉・汚染水対策や、風評・風化対策に引き続き取り組むほか、避難者の生活再建や帰還に向けた支援、特定復興再生拠点の整備、事業・生業の再生、各分野での人材不足への対応など、時間の経過や復興の進捗に伴って生じる新たな課題にも的確に対応する必要があります。

このような中、「復興・創生期間」も折り返しとなる3年目を迎え、これらの課題解決に向け復興を全力で推し進める一方、震災後10年では解決できない課題について、復興・創生期間後も切れ目なく取り組み、当県の復興を真に成し遂げなくてはなりません。

国におかれましては、県・市町村の声に耳を傾け、総力を挙げて、 当県の復興・創生に最後まで責任を持って対応していただきますよ う、次のとおり要望いたします。

平成30年6月7日

福島県知事内堀雅雄

# 目 次

Ι	全般的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	避難地域・浜通りの復興再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
Ш	福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出 ・・・・・・・・・1	5
IV	原子力発電所事故への対応・・・・・・・・・2	2 4
V	風評払拭・風化防止対策の強化・・・・・・・・・・・	3 3
VI	県民の健康と安全・安心を守る取組・・・・・・・・・	3 8
VII	産業再生・インフラ整備・・・・・・・・・・・	13
VIII	地方創生及びオリンピック・パラリンピック・・・・・5	5 C
省庁	*別索引・・・・・・・・・・・・・・・・5	5 2

#### I 全般的事項

1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方 【内閣官房, 内閣府, 警察庁, 復興庁, 総務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生を更に前進させるため、福島復興再生特別措置法、福島復興再生基本方針等に即して、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備を始め、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策、重点推進計画に基づく福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、直面する多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進する必要がある。

このため、まずは、「復興・創生期間」の残りの期間において、上記の課題に的確に対応するため、必要な予算を十分に確保するとともに、「復興・創生期間」後においても、原子力災害からの復興が成し遂げられるまでの間は、切れ目なく安心感を持って復興に取り組めることが重要であることから、地域の意見を踏まえながら、県・市町村とともに復興のビジョン・構想を描き、復興の道筋を示せるよう、必要な検討を進め、十分な財源及び体制を確保すること。

#### 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

#### (1) 震災復興特別交付税措置の継続

平成31年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

#### (2) 復興交付金の予算確保と運用の改善

- ① 復興交付金については、復興が完了するまで、必要な予算を確保すること。
- ② 被災自治体それぞれの復興のステージに対応して、被災自治体にとって真に使いやすい制度となるよう改善を図ること。

また、効果促進事業費の一括配分が使途の自由度の高い 資金として創設された趣旨を踏まえ、創意工夫による復興 まちづくり事業が迅速かつ確実に実施できるよう、柔軟な 運用を図ること。

#### (3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

東日本大震災から8年目を迎えた今、帰還困難区域等の復興再生を目指す地域や避難指示解除により復興のスタートラインに立った地域など、それぞれの地域により復興のステージが異なる。

それらすべての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂 げるまで、長期的かつ十分な予算を確保すること。

そのため、帰還加速を目的とする生活環境向上対策(帰還環境整備交付金)、長期避難者の生活拠点整備(コミュニティ復活交付金)、子育て世帯の帰還・定住支援(こども元気復活交付金)等について、必要な予算を確保すること。

特に、帰還環境整備交付金については、復興や住民帰還の 進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措 置を講じること。

- ① 運用の弾力化(面整備事業と一体的に施工すべき道路事業 を始めとする対象事業の幅広い活用を可能とするなど)
- ② 各避難市町村における復興の進捗状況に応じた対象事業 や対象経費の追加・拡充 (特定復興再生拠点区域等の復興 ・創生期間後も対応が必要な事業など)
- ③ 基金化可能事業の拡充(相談員配置などや個人線量管理等 の継続的対応を要するソフト事業など)
- ④ 柔軟な事業執行や事務手続の簡略化の実現に向けた、随 時受付の実施や様式の簡素化等

## (4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅等での避難生活から災害公営住宅等への移行など、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動などの様々な施策を通して、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保等を講じること。

#### 3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を強化するとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

#### Ⅲ 避難地域・浜通りの復興再生

#### 4 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興・再生には、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の整備のほか、避難指示が解除された地域の医療、介護、子育て、教育環境、防災対策、地域公共交通網の整備、商業施設の運営経費・人材確保の支援、鳥獣被害対策、荒廃抑制のための除草、産業・生業の再生、新産業の創出、交流人口の拡大、復興を担う人材の移住、地域コミュニティの再生等を進め、「福島12市町村の将来像」に描かれた30~40年後の地域の姿を一つ一つ着実に実現していかなければならない。

こうした中、市町村ごとに復興の進捗は異なっており、いまだ復興のスタートラインにも立っていない自治体があるほか、 先行して避難指示が解除された自治体においても日々新たな課題に直面している。そのため、原子力災害における国の責務として、復興・創生期間内に完了できない事業への対応策をしっかりと講じ、2020年の前後で切れ目ない事業の執行を可能とすること。

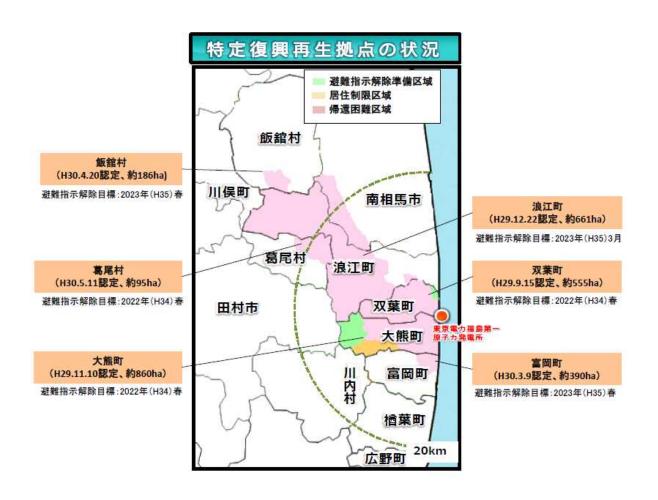
また、復興・創生期間後も含め中長期にわたり必要となる財源を確実に確保するとともに、被災自治体への人的支援を継続すること。

# 5 帰還困難区域の復興・再生【内閣府、復興庁、農林水産省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、 廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対 応するとともに、生活環境の整備や生業の再生などに対する十 分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の 整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。



## 6 復興・創生期間における着実な事業進捗 【復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

避難地域の復旧・復興事業は緒に就いたばかりであり、その復興・再生が着実に進むよう、特定復興再生拠点や福島イノベーション・コースト構想等に関連するインフラ整備、営農再開に向けた農業基盤整備等の事業について、地元の要望をしっかりと受け止め、平成32年度を跨ぐ可能性が高い新規事業の着実な事業化及び完了が図られるよう、国が責任をもって、財源の確保や、復興交付金、福島復興再生加速化交付金等の要件拡充、柔軟な運用など、必要な支援を行うこと。

## 7 避難地域の事業・生業の再生 【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省】

#### (1) 被災事業者等の支援

被災12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、平成29年7月1日に(公社)福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チームの中核組織)の新体制がスタートし、個別の事業者等の活動支援を、より一層、強化しているところ。

引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

併せて、原子力被災事業者事業再開等支援事業や原子力災害被災地域創業等支援事業等の既存支援策を平成31年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

#### (2) 事業者の課税の特例措置

避難指示が解除された区域等における産業復興のため、事業再開や企業立地のインセンティブとして、福島復興再生特別措置法に基づき、税制優遇措置が講じられているところであるが、事業再開や企業立地には、避難指示の解除後、相当の期間を要し、解除区域における産業の状況は大変厳しい状況にある実態を踏まえ、税制優遇措置の適用期間の延長等の措置を講じること。

## 8 原子力被災12市町村農業者支援事業の基金積み増し 【復興庁、農林水産省】

原子力被災12市町村農業者支援事業については、避難指示解除や農地の基盤整備事業の進捗に伴い、事業需要が増加しており、基金の残高が不足し、平成31年度以降の実施が困難となる恐れがあることから、避難地域の営農再開等を滞りなく進めるため、事業実施に必要な額を基金に積み増すこと。

## 9 避難地域等の教育環境の整備・充実 【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

#### (1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から7年を経たこの4月、5つの町村が避難指示の解除等に伴う小中学校の再開を果たし、教育復興のスタートラインに立った一方、4つの町ではいまだ避難先での学校運営を余儀なくされている。いずれの町でも児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、持続的な地域づくりに不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を今後も行うこと。

- ① 子どもたちや保護者が帰還して通いたいと思えるような、 魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、ICT 教育のコーディネーター等に係る予算を確保すること。 また、12市町村における魅力的な教育プログラムに対 する学校裁量経費について、継続的に予算を確保すること。
- ② 復興の進捗に伴う新たな課題となっている、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについては、被災者支援総合交付金等による予算措置を継続すること。

# (2) ふたば未来学園高等学校及び併設中学校への継続的支援

双葉郡教育復興のシンボルである「ふたば未来学園高等学校」及び平成31年度に設置される併設中学校の外部講師招へいや、連携中学校との交流などの教育活動の充実、寄宿舎の運営など生徒の生活環境整備の支援に係る予算を確保するとともに、「福島県教育復興推進事業」に係る予算を継続すること。

# (3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する新たな課題が発生しており、心のケアや学習指導などのきめ細かな教育支援が必要であるため、少なくとも前年度同様の教職員の加配を継続すること。

#### (4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続すること。

また、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

## (5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

#### (6) 避難地域等における幼児期の教育・保育体制の充実

原子力災害による避難地域等における教育・保育施設について、帰還の進捗に伴い利用児童数が増えている中、教育・保育に係る人材の確保が困難なため十分な教育・保育環境の提供が難しい状況があることに加え、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育内容を実現できる運営体制を確保することが求められていることから、子どものための教育・保育給付費の公定価格に特別な地域区分を創設するとともに、公立施設に対しても同様に財源を確保することにより、この地域における幼児期の教育・保育の安定的な提供を積極的に支援すること。

10 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、国土交通省、環境省】

- (1) 避難地域の復興に向けた道路整備のための予算確保と国直轄代行の整備促進
  - ① 住民帰還の加速や産業再生を支える「ふくしま復興再生 道路」や、中通りや会津から浜通り地方へ連絡する東西連 携道路等の整備を早急に進めるため、社会資本整備総合交 付金(復興枠)及び震災復興特別交付税等の充実と継続を 図るとともに、復興事業が完了するまで、必要な予算を確 保すること。

また、復興事業や福島イノベーション・コースト構想の 進展等で新たに発生する課題への対応等については、必要 な措置を講じること。

- ② 避難解除等区域において帰還する避難者の生活を支え地域再生を図るため、国代行事業に採択された、国道399号十文字改良及び県道吉間田滝根線広瀬改良の整備促進を図ること。
- (2) 常磐自動車道への追加IC及びスマートICの整備

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要がある。

このため、平成27年6月に設置が認められた大熊町、双葉町の追加IC及び南相馬市小高区に設置を検討しているスマートICについて、早期整備が図られるよう、十分な財源の確保を含め、県・市・町に対する支援をすること。

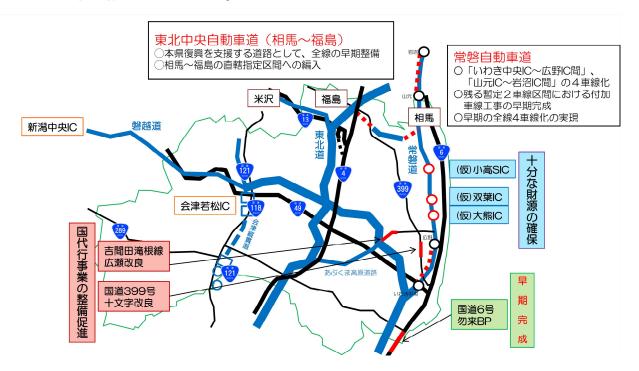
## (3) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

- ① 常磐自動車道については、「いわき中央IC~広野IC間」、「山元IC~岩沼IC間」の4車線化及び、残る暫定2車線区間における付加車線工事の早期完成を図ること。 併せて早期の全線4車線化を実現すること。
- ② 浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期完成を図ること。

## (4) 北部軸を形成する東北中央自動車道(相馬~福島間≪復興 支援道路相馬福島道路≫)の予算確保・早期整備

東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして整備が進められている東北中央自動車道(相馬~福島間)については、事業進捗が図られているところであるが、以下の措置を講じること。

- ① 相馬IC~相馬山上IC間の平成31年度の確実な供用を図るとともに、平成32年度開通目標区間の一日も早い供用を図ること。
- ② 開通予定が示されていない(仮)福島保原線IC~(仮) 国道4号IC間2.8kmについて、速やかに開通目標期限を示すこと。
- ③ 相馬〜福島間について、区間完了後は順次、直轄指定区間に編入すること。



# 11 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援

【復興庁、国土交通省】

## (1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業について、中長期にわたり予算を確保すること。

### (2) バス購入補助の充実・強化

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を 軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス 購入時の一括補助の措置を継続すること。

#### 12 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化等

【復興庁、国土交通省】

## (1) JR常磐線の早期全線復旧

JR常磐線は、避難地域はもとより、浜通り地方の復旧・ 復興にとって重要な大動脈であることから、JR東日本に対 し一日も早い全線復旧が成し遂げられるよう指導すること。

## (2) JR常磐線の基盤強化等

浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素となってくることから、JR常磐線の早期復旧と併せて、線形改良や道路との立体交差及び特急の直通運転等による高速化や複線化による利便性の向上などの基盤強化をJR東日本に対し指導すること。

## 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援等 【復興庁、国土交通省】

復興祈念公園について、「福島県における復興祈念公園のあり方(基本構想への県提言)」の提言内容を踏まえ、基本計画を策定するとともに、今後検討する国営追悼・祈念施設(仮称)の基本設計策定等を進めること。

また、県の復興祈念公園の整備については、全面的な財政支援を講じること。

## Ⅲ 福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出

14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進 【内閣府, 復興庁, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 資源エネルギー庁, 国土交通省, 観光庁, 環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、重点推進計画にも位置付けられたところ。

構想のとりまとめから4年、今年度は、福島ロボットテストフィールドの一部供用開始を始め、浪江水素製造実証拠点や水産研究拠点の着工など各種拠点整備が本格化するほか、浜通り地域等の高等学校におけるイノベーション人材育成や、県外を中心とした大学等による研究活動など、福島の復興を担う人材育成活動や、交流人口拡大に向けた実証が始まっている。

本構想の更なる推進ができるよう、重点推進計画に掲げられた取組について政府全体での一層の連携強化の下、県と緊密に連携し推進すること。

# 福島イノベーション・コースト構想



#### (1) 拠点の整備及び研究開発の推進

① 廃炉・放射線分野における研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、楢葉町に整備した楢葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

### ② 福島ロボットテストフィールドの整備等

福島ロボットテストフィールド関連施設の着実な整備に向け、引き続き十分な予算の確保と事業の進捗に応じた予算措置を講じるとともに、施設の安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

また、ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運行管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに施設の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。

さらに、2020年ワールドロボットサミットの福島ロボットテストフィールドでの開催に向け、競技人口や観客数の拡大を図るため、競技者拡大や広報活動など必要な措置に取り組むこと。

# ③ エネルギー関連産業の集積

浜通り地域を中心に、再生可能エネルギーを核とした産業の育成、集積、地域経済の復興再生を進めるため、「福島新エネ社会構想」に掲げる各種取組に対する必要な予算を確保すること。

また、県内企業への技術開発支援や再生可能エネルギー分野での人材育成等の推進に向け必要な予算を確保すること。

④ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の再開を促進する技術の開発・ 実証を支援するとともに、意欲のある農業者・農業法人等 による避難地域での営農再開・参入を促進するため、それ ら開発された技術・機械等を活用し、生産から流通・販売 まで一貫した取組を支援する総合的な事業を創設すること。

## ⑤ 地域復興実用化開発等促進事業の継続

浜通り地域等において新産業を創出・集積し、失われた 産業基盤を構築するためには、ロボットやエネルギー、環 境・リサイクル、農林水産等様々な分野において、地元企 業と県内・県外企業との連携を促進し、持続的に新規案件 の発掘を行いながら新技術の実用化開発を進めることが必 要である。

このため、地域復興実用化開発等促進事業について、平成31年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

#### (2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、持続的・自律的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産に関する支援など、必要な財政的な支援等を行うこと。

#### (3) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、専門的な工業、農業、水産業人材等を育成する新たな教育プログラムを推進するため、教育環境の整備に必要な予算を拡充するとともに、企業・地域との連携等のコーディネートなどのプログラムの進捗を支援し、学校間連携や成果発表の場などを設定する予算を新たに措置すること。また、浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を充実すること。

構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、グローバル教育などを推進するための予算を確保すること。

また、本構想を支える人材育成と国際的な知見の集積を促進するため、浜通り地域等で大学等が実施する、当県復興につながる教育研究活動の促進や、学会開催等、研究者間のネットワーク構築に必要な予算を十分に確保すること。

(4) 浜通り地域等への交流人口の拡大及び生活環境の整備促進 本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められて いくためには、交流人口拡大に取り組むことはもとより、拠 点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や 地域公共交通の確保が必要であることから、地域住民等相互 交流の促進、地域の新たな魅力創造等による来訪者の増加や 交流などの取組、道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結 ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行 うこと。

## (5) 情報発信拠点 (アーカイブ拠点) の整備等への支援

情報発信拠点(アーカイブ拠点)は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく重要な施設であり、その整備に必要な予算を確実に措置するとともに、整備後においては原子力災害の記録と教訓を伝える唯一無二の施設としての役割を永続的に担えるよう、運営費について必要な予算を確保すること。

また、資料収集に必要な予算を引き続き措置するほか、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働きかけや視察・研修など情報発信拠点施設の利用促進について、省庁を挙げた取組を開所時から講じること。

# (6) 一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 への支援

一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構の体制強化や活動に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、 資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国と県が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、 再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築等の 各分野について関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、 特に以下について強力に支援すること。

## (1) 福島新エネ社会構想の推進

- ① 全県的な再生可能エネルギーの導入拡大に向け、系統増強を促進する措置を講じるとともに、電源制御など系統の運用ルールの見直しを図ること。
  - また、設備認定が失効又は取り消された事業者に対し、系統連系接続枠の速やかな放棄を義務付ける等の仕組みを構築すること。
- ② 福島新エネ社会構想に基づき平成29年度当初予算から 措置された補助事業について、阿武隈山地・沿岸部におけ る風力発電等や、避難解除等区域における再生可能エネル ギー発電設備等の最大限導入のため必要な予算を継続的に 確保すること。
- ③ 水素社会実現のためのモデル構築に向け、国家プロジェクトである世界最大級の大規模水素製造実証事業の進捗を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックでの活用方策や未来を先取りした水素社会実現のモデル構築に必要な予算を確保すること。
- ④ 全県的に地産地消型エネルギーシステムの構築を推進していくために、再生可能エネルギーの導入拡大と効率利用につながり、電気とともに熱の面的利用の拡大も図れるスマートコミュニティーについて、再生可能エネルギーや水素の活用によるまちづくりが実現できるよう、当県向けの特別な予算の確保を継続すること。

## (2) 再エネ関連産業の集積に向けた技術開発の推進

- ① 平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらには地元大学等と連携した産業人材の育成などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。
- ② 当県発の再生可能エネルギー関連の技術については、本格的な実用化・事業化のステージを迎えているところであり、その動きを更に加速化するため、県内企業が行う実用化に向けた技術開発への支援に必要な予算を確保すること。
- ③ 福島発の再生可能エネルギー関連新技術や新製品、新たなビジネスモデルが次々と生み出される環境を創出するため、当県が設立した再生可能エネルギー分野に特化した中核的支援機関が行う再生可能エネルギーに関する研究開発から実用化、販路開拓、海外展開などのコーディネート活動等に必要な予算を確保すること。
- ④ 福島において、風力発電の研究開発等はもとより、関連 産業の集積を図るため、国の浮体式洋上風力発電実証研究 事業を踏まえ、浮体式洋上ウインドファームが実用化され るよう必要な支援を行うこと。

#### 16 医療関連産業の集積・振興の支援

#### 【復興庁、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

#### (1) 医療福祉機器の開発支援

治療機器など成長が見込まれる分野での機器開発に企業を呼び込むには、国主導の大型プロジェクトが不可欠であり、 その実施に必要な予算を確保すること。

なお、プロジェクトの実施においては、ふくしま医療機器 開発支援センターを最大限活用するとともに、県内企業の参 加を促進する支援制度を創設すること。

## (2) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターが、ナショナルセンターとして国の医療福祉機器開発を牽引できるよう、センターの運営に積極的に関与すること。

また、高度な実証試験への対応や、支援ネットワーク機関と連携した利用促進に対し必要な支援を行うこと。

# 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省】

当県においては、これまで航空宇宙関連産業への参入に向け、 普及啓発や認証取得支援を行ってきたところであるが、新たな 産業の一つとして育成・集積し、当県産業の復興・再生を加速 化させるためには、これまでの実績を生かすとともにさらに発 展させた取組が必要である。

ついては、中核企業を核とした関連企業クラスター形成や県 全体における関連企業の技術力向上を図るため、公設試験研究 施設(県ハイテクプラザ)の機能強化やサプライチェーン及び 販路の拡大など、航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対 して、引き続き必要な支援を行うこと。

## Ⅳ 原子力発電所事故への対応

# 18 東京電力福島第二原発の廃炉 【内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁】

原子力発電所事故により甚大かつ広範囲な被害を受けた当県 は、県内原発の全基廃炉を前提とした「原子力に依存しない、 安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理 念の一つに掲げている。

東京電力福島第一原発については、平成26年1月までに全 基廃炉が決定されたところであり、東京電力福島第二原発につ いても、国の責任において廃炉を決定すること。

#### 19 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、 原子力規制委員会、原子力規制庁】

今なお多くの県民が避難を余儀なくされ、根強い風評が続いている当県の復興・再生を実現するため、原子力政策を推進してきた国の責任において、以下の課題について確実に措置を講じること。

#### (1) 廃炉に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、 原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議 論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督体制を強化すること。
- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組を分かりやすく、正確に情報発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導、監督するとともに、国自らも取り組むこと。

#### (2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害発生時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査の実施などの全面的な支援体制を構築するとともに、県域を越えた広域避難における関係機関との調整を行うこと。

#### (3) 環境放射線モニタリングの充実

現在も原子力発電所事故は収束しておらず、廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心に向けて、モニタリングの継続は、当県復興の大前提である。

また、避難指示の解除が進みつつあるが、帰還困難区域が 隣接することにより放射線への不安を持つ住民が多い状況を 踏まえ、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、 旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も 含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに当たっては、モニタリング体制全体の中での位置づけを明確にするとともに、市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら、丁寧に進めること。

④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

#### 20 除染等の推進

#### 【復興庁、林野庁、環境省】

#### (1) 除染等の着実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と早期搬出、フォローアップ除染、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を着実に実施するとともに、実情に応じ、住民の放射線不安の解消に向けた取組を確実に実施すること。

#### (2) 必要な経費の措置

除染対策基金の積み増しなど、除染等に必要な経費について確 実に予算を確保すること。

## (3) 除染後農地の不具合の解消と仮置場等の原状回復

営農再開に支障をきたすことがないよう、除染を実施した農地の不具合や仮置場として使用された農地の原状回復後の不具合について、引き続き国の責任によりその解消のために必要な措置を講じること。

## (4) 森林における放射性物質対策

「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山の再生を進めるための取組を推進し、市町村の要望に沿った対策を着実に進めること。

## (5) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域の除染について、関係市町村の実情に配慮しながら、確実に対応すること。 また、対応に必要な経費について確実に予算を確保すること。

#### 21 中間貯蔵施設事業

【復興庁、環境省】

#### (1) 地権者への説明等

中間貯蔵施設に関しては、地権者の理解が何よりも重要であるので、引き続き、分かりやすい、丁寧な説明を行うとともに、地権者に寄り添った対応を行うこと。

## (2) 輸送の安全・確実な実施

今後輸送量が飛躍的に増加することを踏まえて、輸送ルートの 沿道住民や一般の運転者等の不安解消に努めるとともに、渋滞対 策を含む道路交通対策を前倒しで実施し、輸送の安全・確実な実 施に万全を期すこと。

#### (3) 中間貯蔵施設整備への取組

県内の除去土壌等の早期搬入完了に向け、国が示した「当面5年間の見通し」及び事業の方針に基づき、中間貯蔵施設事業について、施設設置者として責任を持って着実に進めること。

#### (4) 県外最終処分の確実な実施

搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう 責任を持って取り組むこと。

なお、除去土壌等の減容・再生利用の技術検討や研究開発に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、国民理解の醸成を図りながら進めること。

## 22 特定廃棄物埋立処分事業

【復興庁、環境省】

## (1) 地元への丁寧な説明

埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であること から、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

## (2) 施設及び輸送の安全・安心の確保

国、県、富岡・楢葉両町で締結した安全協定と輸送計画に基づく取組を確実に実施し、施設及び輸送の安全・安心を確保すること。

# (3) 富岡・楢葉両町の地域振興策の着実な取組

両町の復興状況や意向を十分に踏まえ、国が責任を持って地域 振興策の具体化を図ること。

## 23 原子力損害賠償の確実な実施 【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

### (1) 被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを行うことはもとより、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう、東京電力を指導すること。

## (2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施等

営業損害や風評被害の賠償について、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、避難指示区域外における来年以降の農林業の賠償について、関係者の意見を十分に踏まえた上で、継続検討することとなった事項を早期に確定させること。

### (3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害については、速やかに賠償を行わせるとともに、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

# (4) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

# 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援 【復興庁、文部科学省、農林水産省】

原子力災害からの当県の復興・創生のため、農・環境分野や再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること

## (1) 新学類「食農学類(仮称)」の設置に向けた十分な支援

当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに今後の我が国の農業振興を図るため先駆的な取組を行い、地域のリーダーを育成する「食農学類(仮称)」の設置(平成31年4月設置予定)に向けた十分な支援を行うこと。

### (2) 震災復興に向けた取組の継続と強化

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」の安定的・継続的な運営、及び「環境放射能研究所」の機能強化のための予算を確保すること。

## (3) 運営費交付金の十分な確保

震災復興に向けた取組への基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

# V 風評払拭・風化防止対策の強化

### 25 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省、観光庁、環境省】

## (1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

復興・創生期間後も継続する当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の販路回復・定番化や国内外からの観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。また、国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

## (2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に 関連して当県が取り組む施策については、必要な財源を十分 に確保すること。

国民に正確な理解を促す安全・安心のための放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

国及び関係機関の広報媒体の活用や国主催の会議等の誘致による国内外への正確な情報の発信を強化すること。

日本産食品の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛けや、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を強化すること。

# 26 農林水産物の安全確保と風評対策の強化 【内閣府、復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

### (1) 県産農林水産物の安全確保と風評対策の継続

根強く残る風評を払拭するため、農林水産物のモニタリングや産地の信頼性を獲得する認証GAP取得推進、県産農林水産物の魅力発信など、生産から流通、販売に至る総合的な対策を実施する「福島県農林水産業再生総合事業」に必要な予算を中長期的に確保すること。

### (2) 戦略的な販売強化に向けた生産対策への支援

原発事故の風評に起因して当県農林水産物の価格水準が低下している深刻な影響の下で農林水産業を再生するためには、その安全性や信頼性、美味しさを広くPRする取組を継続することに加え、さらに需給状況により他産地と同等に競争できる時期の出荷強化など、戦略的な販売に取り組むことが必要である。そのため、当該取組に対応する生産対策に必要となる予算を確保するとともに、当県の実情に応じた柔軟な補助制度の運用を行うこと。

## (3) 国による風評対策の強化

国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づく流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を引き続き講じること。

また、消費者や流通業者等に対し、緊急時環境放射線モニタリング等の検査体制や検査結果など農林水産物の安全性に関する情報の周知の徹底を図ることともに、その「美味しさ」や「魅力」に関する情報発信を強化すること。

さらに諸外国に対する輸入規制解除の働き掛けや輸出対策を強力に展開すること。

#### 27 HACCP導入促進及び認証GAPによる消費者等の信頼確 保

## 【復興庁、厚生労働省、農林水産省】

(1) HACCP導入加速化による県産加工食品の信頼性の確保 当県では、いまだ一部の加工食品の出荷額が震災前の水準 に戻っていないなどの現状にあることから、放射性物質対策

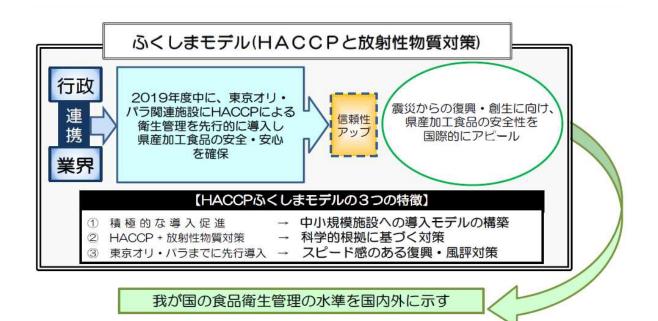
や食品製造・加工業者等へのHACCP導入促進による、当 県産加工食品の安全確保に取り組んでいるところである。

この取組をさらに加速させ、2020東京オリンピック・ パラリンピックにおいて国内外へ当県産加工食品の安全性を 発信し消費者等の信頼を確保、風評払拭につなげていくため にも、HACCPと放射性物質対策を組み合わせた「HAC CPふくしまモデル」の構築など、当県が行うHACCP導 入加速化の施策に対する必要な予算を確保すること。

## (2) 認証GAPの消費者、流通業者等への理解促進

産地の信頼性確保に向けて、県を挙げてGAPチャレンジ を推進し、生産者のGAP認証取得が進んできていることか ら、こうした取組が風評・風化対策につながるよう、国は流 通業者及び消費者等の理解促進を図ること。

また、信頼のフードチェーン構築に向け、HACCPを導 入する食品製造業者等のGAP認証農産物利用が進むよう、 全国でのマッチング機会を創出すること。



## 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援 【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

### (1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数は、依然として 震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組 など長期にわたる対応が必要であることから、県が実施する 教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策に対し、 引き続き予算を確保するとともに、当県への誘客に向けて積 極的に支援すること。

### (2) 東北観光復興対策交付金の延長

当県の外国人宿泊者数については、震災前の平成22年を 基準とすると上回ったものの、その伸び率は、全国平均をは るかに下回っている。

観光は福島の復興の起爆剤であり、今なお続く風評の払拭が極めて重要であることから、東北観光復興対策交付金制度を維持し、当県が行うインバウンド対策の予算を引き続き確保すること。

## 福島県のインバウンドを取り巻く状況

福島県のインバウンドは、風評被害等の影響により、全国的なインバウンド急増から遅れており、依然として厳しい状況

〇外国人延べ宿泊者数の推移(H22比) ※調査対象施設:従業員数10人以上の事業所 / 単位:人泊 (出典:観光庁宿泊旅行統計)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,066,730	71,804,750	
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	648,430	945,560	
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,270	94,000	
東北5県 (福島県を除く)	418,230	159,920	204,090	257,460	317,090	477,560	577,160	851,560	275.9% 全国
		200.0% -	-100.0%						203.6% 福島を除く東北 5県 東北 187.1% 福島県 107.8%
		0.0% -	H22	H23	H24 H2	25 H26	H27	H28	H29

### (3) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働きかけを行うとともに、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めること。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働きかけること。

## (4) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

## Ⅵ 県民の健康と安全・安心を守る取組

## 29 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

## (1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅(民間借上げ住宅等を含む)から恒久的な住宅への円滑な移行支援など、関係府省庁会議の議論等も踏まえ、生活再建に向けて国が前面に立って、県・市町村と連携して取り組むこと。

### (2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅(民間借上げ住宅等を含む)の供与期間については、避難指示が継続している区域の 避難者等が、恒久的な住宅へ円滑に移行し、居住の安定が確 保されるまで、同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実態を踏まえ、 借上げ住宅間の住み替えについて、災害救助法の柔軟な適用 を図ること。

なお、福島生活再建調整会議での議論を十分に踏まえるとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、引き続き国による東京電力への指導を含めて、住居の確保等において不均衡が生じないよう、必要な措置を講じること。

### (3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化に伴い、住まいや心身の健康、今後の生活の見通しなど、避難者の抱える課題は多様化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し引き続き被災者支援総合交付金等による予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行などの当県が実施している情報提供の取組に対し引き続き震災復興特別交付税により措置するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても必要な予算を確保すること。

## (4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、平成32年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、平成31年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

## (5) 被災者の心のケアへの支援

震災から7年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にあるため、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、国は以下の措置を講じること。

① 被災者の心のケア支援事業費補助金の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、単年度雇用では人材確保が難しい臨床心理士や精神保健福祉士等専門職員の確保のため、コミュニティ交流員と同様、複数年雇用が可能となるよう基金化するための措置を講じること。

② 避難先の都道府県において、福島県民に対する支援事業を継続できるよう、地域自殺対策緊急強化基金の実施期間を延長すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に十分取り組むことができるよう、平成26年度まで全額国庫負担で自殺対策事業を実施してきた経過も踏まえ、国において当県の自殺対策に必要な予算を確保すること。

# (6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス 等の支援制度の継続

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援は、現行制度を堅持すること。

## 30 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

### (1) 福島の復興活動に係る取組等に必要な予算確保

震災後の課題をいまだ多く抱える当県の子どもたちが、様々な探求型・体験型の学びを通じ、「志」を育み、復興・地域創生の担い手となるため、復興を教材とした社会体験・社会貢献活動や、自然体験活動を行うために必要な予算を確保するとともに、実態に即した弾力的な運用ができるようにすること。

## (2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

原子力発電所事故後の児童生徒の体力低下と肥満傾向児の増加を解消し、福島の復興を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、体力向上や食育推進のための事業の継続的な実施が可能となるよう、予算を確保すること。

# (3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、 避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築する ため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の 育成や、仕組みを構築するための「仮設住宅の再編等に係る 子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を県内一 円において実施できるよう、予算措置を継続すること。

# (4) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、当県が作成した放射線教材も積極的に活用するなど、正しい情報発信・放射線教育が行われるよう努めるとともに、放射線教育や防災教育のさらなる充実に向けた当県の取組に対する財政的支援を講じること。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」を活用するなど、風評やいじめ、差別等を防止する道徳教育を推進すること。

## 31 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等 【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

中間貯蔵施設への除去土壌等の本格輸送や復旧・復興に係る 交通量の増加等により、めまぐるしく変化する交通環境に適切 に対応し、道路交通の安全と円滑を図るため、道路交通安全施 設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示解除による住民の帰還や帰還困難区域内の特定復興再生拠点整備が進む中、更なる避難指示解除等区域内における治安維持を図るため、パトロールや警戒・警備その他の警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

### Ⅷ 産業再生・インフラ整備

### 32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

### (1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保すること。

## (2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

平成31年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県 全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の 集積が極めて重要である。

また、避難指示解除後の住民帰還の促進に向け、働く場の確保は必須の課題であり、以下の企業立地補助金について引き続き支援すること。

(1) ふくしま産業復興企業立地補助金・工業団地造成利子補給 金事業の継続と柔軟な運用

地域経済産業復興立地推進事業(企業立地補助金)について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう平成31年度の募集を継続するとともに、補助対象経費について柔軟な制度運用を図ること。また、企業立地の受け皿となる工業団地の整備を着実に推進するため、平成31年度も造成に係る借入金の利子補給を継続すること。

- (2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の継続 当県においては、産業復興の拠点整備が徐々に進んでいる が、広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県全 体の産業復興のため、平成31年度の募集を継続すること。
- (3) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続

避難指示区域等の実情を踏まえ、当該区域等の支援を行う ため、平成31年度の募集を継続するとともに十分な予算を 確保すること。

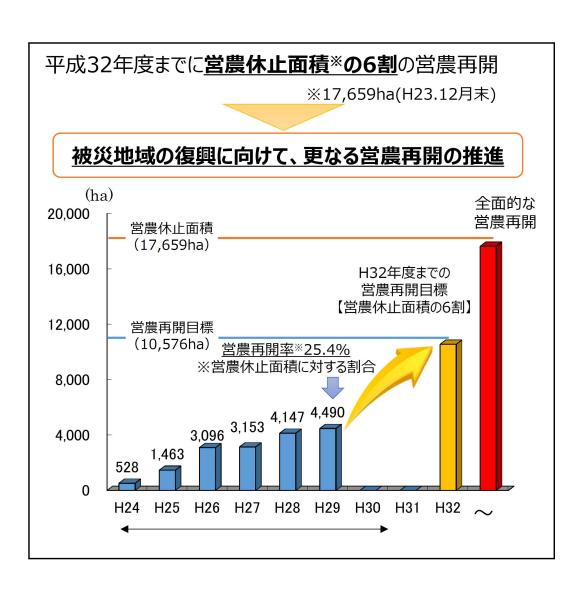
また、今後、避難指示が解除される区域等における帰還支援を考慮し、平成32年度以降も制度を継続すること。

### 34 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、農林水産省、国土交通省】

# (1) 復旧・復興事業(復興特別会計)における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を図るための農業基盤整備等を重点的に進めるために必要となる財源を十分に確保すること。



### (2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業や港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

## (3) 通常事業 (一般会計) における財源の確保

- ① 県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備を進めるため、平成28年度以降復興特別会計から一般会計に移して対応することとされた事業をはじめ、通常事業(社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等)の財源を十分に確保すること。
- ② 既存施設の更新・修繕への対策が急務であることから、 長寿命化対策に要する財源についても十分に確保すること。

# 35 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

## (1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

## (2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

- ① 中通り軸として、国道4号(鏡石拡幅、伊達拡幅)の早期完成及び国道13号(福島西道路Ⅱ期区間)の早期整備を図るとともに、国道4号「矢吹鏡石道路」の早期事業化に向け調査を促進し、国道4号鏡石町以南の早期の全線4車線化を図ること。
- ② 横断道軸として、磐越自動車道(会津若松IC〜新潟中央JCT間)の4車線化の早期着手及び国道49号(北好間改良、猪苗代拡幅、会津防災事業)の早期整備を図ること。
- ③ 南部軸として、一般国道289号(八十里越)直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

## 36 物流拠点としての小名浜港の整備促進

## 【復興庁、国土交通省】

国際バルク戦略港湾小名浜港は特定貨物輸入拠点港湾に指定され、県内全域の産業復興を支える重要な役割を担っていることから、産業と生活に必要な資源、エネルギー等の物資の安定的かつ安価に供給する拠点港として、大型船舶の入港が可能となる大水深岸壁や航路・泊地の早急な整備が必要とされるため、東港地区の平成32年度の供用に向け、「国際物流ターミナル整備事業」に重点的に予算を確保すること。

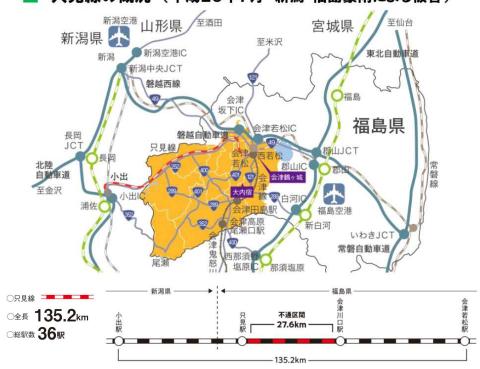
### 37 JR只見線の早期全線復旧

### 【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線復旧により日本一のローカル線として以前の姿を取り戻し、生活路線としてだけではなく、風評払拭のためにも観光や教育旅行などを始め、海外からも多くの方々に利用される新たな只見線をつくりあげていかなくてはならない。

ついては、地元の総意である鉄道復旧方針に基づき、只見線 をつくりあげるため、以下の内容について支援すること。

### ■ 只見線の概況 (平成23年7月 新潟・福島豪雨による被害)





秋の第一只見川橋梁 (三島町)



流出した第七只見川橋梁 (金山町)

### (1) 上下分離方式の導入に向けた支援

上下分離方式の導入に向け、地元自治体がJR東日本と協議を進めるに当たり、専門的立場から必要な協力や助言を行うこと。

### (2) JR東日本に対する財政的支援

復旧工事費に多額の費用がかかることから、JR東日本を 支援するために必要な予算を確実に確保すること。

## (3) 地元自治体に対する財政的支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津17市町村が将来にわたり負担することとなる維持管理や利活用促進に要する費用について、地元負担の軽減を図るため、国が支援すること。

## (4) JR只見線の利活用促進に関する支援

地元自治体が只見線の利活用の促進に取り組むに当たり、 必要な協力や助言を行うとともに、国においても、あらゆる 機会を捉えて、只見線のPRに努め、インバウンド等の誘客 に積極的に取り組むこと。

# Ⅷ 地方創生及びオリンピック・パラリンピック

## 38 地方創生の推進

### 【内閣官房、内閣府】

地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、十分な規模の予算を継続的に確保すること。

また、人口減少等の構造的な課題の解決には長期間を要することから、現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間後も引き続き地方創生の取組を実施できるよう継続的に支援すること。

39 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被 災県開催への財政支援等

【内閣官房、復興庁、総務省、スポーツ庁】

### (1) 被災県開催への財政支援等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は「復興五輪」として、当県の復興の姿を世界に発信する絶好の機会であり、野球・ソフトボール競技の開催県として、東京オリンピックの成功に向け、現在準備を進めている。

一方、いまだ東日本大震災や原発事故からの復興、再生の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、開催地となる被災県に財政的な負担が生じないよう措置を講じること。

また、被災地の復興を省庁一丸となって、情報発信すること。

## (2) 関連事業推進への支援

当県及び県内市町村が取り組むホストタウン登録や事前合宿の誘致はもとより、当県が取り組む県産農産物の利用拡大に向けたGAP認証取得の推進や食品等関連施設へのHACCP導入の推進、風評・風化対策などと歩調を合わせ、県産品の活用等に対して積極的に支援すること。

# (3) Jヴィレッジの活用

競技大会の事前合宿はもとより、国及び関係団体が開催するスポーツ等の各種イベントや国内外の会議等において、積極的にJヴィレッジを活用すること。

また、様々な機会を捉えて、Jヴィレッジの積極的な活用を働きかけるなど、国を挙げて協力すること。

# 省 庁 別 索 引

### 【内閣官房】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 18 東京電力福島第二原発の廃炉【24頁】
- 38 地方創生の推進【50頁】
- 39 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政 支援等【51頁】

### 【内閣府】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【6頁】
- 7 避難地域の事業・生業の再生【8頁】
- 9 避難地域等の教育環境の整備・充実【9頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【25頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【34頁】
- 29 避難者支援の充実【38頁】
- 38 地方創生の推進【50頁】

#### 【警察庁】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 31 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【42頁】

#### 【消費者庁】

25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】

### 【復興庁】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【6頁】
- 6 復興・創生期間における着実な事業進捗【7頁】

- 7 避難地域の事業・生業の再生【8頁】
- 8 原子力被災12市町村農業者支援事業の基金積み増し【8頁】
- 9 避難地域等の教育環境の整備・充実【9頁】
- 10 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【11頁】
- 11 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援【13頁】
- 12 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化【13頁】
- 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援等【14頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援 【21頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【23頁】
- 20 除染等の推進【28頁】
- 21 中間貯蔵施設事業【29頁】
- 22 特定廃棄物埋立処分事業【30頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【31頁】
- 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【32頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【34頁】
- 27 HACCP導入促進及び認証GAPによる消費者等の信頼確保【35頁】
- 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【36頁】
- 29 避難者支援の充実【38頁】
- 30 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化【41頁】
- 31 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【42頁】
- 32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【43頁】
- 33 企業誘致の促進【44頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【45頁】
- 35 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【47頁】
- 36 物流拠点としての小名浜港の整備促進【47頁】
- 39 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政 支援等【51頁】

### 【総務省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 9 避難地域等の教育環境の整備・充実【9頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 29 避難者支援の充実【38頁】
- 30 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化【41頁】

- 31 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【42頁】
- 37 JR只見線の早期全線復旧【48頁】
- 39 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政 支援等【51頁】

### 【外務省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【36頁】

### 【財務省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】

### 【文部科学省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 9 避難地域等の教育環境の整備・充実【9頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援 【21頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【31頁】
- 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【32頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 30 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化【41頁】

### 【スポーツ庁】

39 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政 支援等【51頁】

### 【文化庁】

3 復興に向けた人員確保【4頁】

### 【厚生労働省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 9 避難地域等の教育環境の整備・充実【9頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 27 HACCP導入促進及び認証GAPによる消費者等の信頼確保【35頁】
- 29 避難者支援の充実【38頁】
- 32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【43頁】

### 【農林水産省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【6頁】
- 6 復興・創生期間における着実な事業進捗【7頁】
- 7 避難地域の事業・生業の再生【8頁】
- 8 原子力被災12市町村農業者支援事業の基金積み増し【8頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援 【21頁】
- 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【32頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【34頁】
- 27 HACCP導入促進及び認証GAPによる消費者等の信頼確保【35頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【45頁】

### 【林野庁】

20 除染等の推進【28頁】

### 【水産庁】

26 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【34頁】

### 【経済産業省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 6 復興・創生期間における着実な事業進捗【7頁】
- 7 避難地域の事業・生業の再生【8頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援 【21頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【23頁】
- 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【23頁】
- 18 東京電力福島第二原発の廃炉【24頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【25頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【31頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【34頁】
- 33 企業誘致の促進【44頁】

### 【資源エネルギー庁】

- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援 【21頁】
- 18 東京電力福島第二原発の廃炉【24頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【25頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【31頁】

### 【国土交通省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 3 復興に向けた人員確保【4頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【6頁】
- 6 復興・創生期間における着実な事業進捗【7頁】
- 10 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【11頁】
- 11 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援【13頁】
- 12 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化【13頁】
- 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援等【14頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】

- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援 【21頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【36頁】
- 29 避難者支援の充実【38頁】
- 31 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【42頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【45頁】
- 35 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【47頁】
- 36 物流拠点としての小名浜港の整備促進【47頁】
- 37 JR只見線の早期全線復旧【48頁】

### 【観光庁】

- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】
- 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【36頁】
- 37 JR 只見線の早期全線復旧【48頁】

### 【環境省】

- 1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【2頁】
- 4 避難地域の復興実現【5頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【6頁】
- 10 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【11頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【15頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援 【21頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【25頁】
- 20 除染等の推進【28頁】
- 21 中間貯蔵施設事業【29頁】
- 22 特定廃棄物埋立処分事業【30頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【33頁】

### 【原子力規制委員会】

19 原子力発電所の安全確保等【25頁】

### 【原子力規制庁】

19 原子力発電所の安全確保等【25頁】